

NECモバイルPOSサービス規約

ご契約事業者（以下、「ユーザー」という。）と再販・代理店（以下、「販売店」という。）とは、販売店が株式会社TBグループ（以下、「TBG」という。）から日本電気株式会社（以下、「NEC」という。）の提供するNECモバイルPOSサービスを購入し、これをユーザーに対して販売すること（以下、「本契約」という。）に関し、TBGに対し、以下の規約を承諾し、遵守することを約する。

第1条 （定義）

本規約において次の各号に定める用語は、それぞれ各号に定める意味で使用する。

- (1) 「本サービス」とは、本規約に基づき販売店がユーザーに販売することによって提供する、基本サービスおよびオプションサービスから構成されるNECモバイルPOSサービスをいう。
- (2) 「ユーザー」とは、本サービスのご契約事業者であり、販売店との間で、本サービスの利用に係る契約を締結し、当該契約が終了することなく有効に成立している、販売店の顧客をいう。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課の金額をいう。
- (4) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。
- (5) 「ユーザー設備」とは、本サービスの提供を受けるためにユーザーが設置するタブレット端末、電気通信設備その他の機器およびソフトウェアをいう。
- (6) 「本サービス用設備」とは、本サービスを提供するにあたり、NECがNECの判断により設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェアをいう。
- (7) 「本サービス用設備等」とは、本サービス用設備、本サービスを提供するためにNECが電気通信事業者から提供を受ける電気通信回線および電気通信サービスならびにNECが他の事業者等から提供を受けるその他の設備を総称している。
- (8) 「ユーザーID」とは、本サービスの利用にあたり、ユーザーに付与される、ユーザーとその他の者とを識別するために用いられる符号をいう。
- (9) 「パスワード」とは、本サービスの利用にあたり、ユーザーに付与される、ユーザーIDと組み合わせて、ユーザーとその他の者とを識別するために用いられる符号をいう。

第2条 （本サービスの種類と内容、提供条件）

販売店が、本同意書締結時点でユーザーに提供することのできる本サービスの種類およびその内容は、本サービス提供基盤であるモバイルPOSシステム（以下「モバイルPOSシステム」という。）において販売店がユーザーに提示する別紙2の本サービスに係るサービス仕様書（以下「サービス仕様書」という。）に定めるとおりとする。なお販売店がサービス仕様書の内容を本契約締結前に書面にてユーザーに提示し、当該書面による仕様書の内容と当該システムにおいて提示するサービス仕様書の内容が異なる場合、当該システムにおいて提示するサービス仕様書の内容を正とする。また、販売店が、本契約締結時点で提供することのできる本サービスの提供条件（以下「本サービス提供条件」という。）は、別紙1のとおりとする。

第3条 （本サービスの販売価格及び取引条件）

販売店からユーザーに対する本サービスの販売価格及び取引条件は、別途販売店とユーザー間に定めるとおりとする。

第4条 （ユーザー情報の通知）

販売店は、販売店が本サービスを販売するにあたり、本サービスの利用に係る申込みがあった各ユーザーについて、次の情報をTBGに通知する。

- (1) ユーザー名
 - (2) 本サービスの申込内容の詳細（オプションサービスの申込の有無等を含む。）
 - (3) その他TBGが別途定める情報
2. ユーザーは、前項に定める情報を、TBG及びNECへ通知することにつき、許諾するものとする。

第5条 （ユーザーIDおよびパスワードの発行）

TBGは、前条に定めるユーザー情報の通知受領後、モバイルPOSシステムより、当該利用申込者が本サービスを利用するためには必要となるユーザーIDおよびパスワードを、当該利用申込者に通知する。各ユーザー向けの本サービスに係るユーザーと販売店間の契約（以下、「利用契約」という。）は、かかるユーザーIDおよびパスワードの発行をもって成立するものとする。

2. ユーザーが次の各号のいずれかに該当する場合には、NEC及びTBGは、ユーザーIDおよびパスワードを発行しないことがあるものとする。またNEC及びTBGは、前項により通知されたユーザーIDおよびパスワードの発行後であっても、ユーザーが次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当該ユーザーIDおよびパスワードを無効化できるものとし、ユーザーはかかる措置について販売店及びNEC、TBGに対して何ら異議を申立てないものとする。

- (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他本サービス提供条件に違反したことを理由として本サービスの利用を解約されたことがあるとき
- (2) 本サービスに係る利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき

（3）その他NEC及びTBGが不適当と判断したとき

3. 利用契約成立後、第4条第1項（2）で定める本サービスの申込内容を変更する場合、ユーザーは、当該変更内容を、販売店所定の方法により販売店に通知するものとする。

第6条 （本サービスの利用期間）

ユーザー毎の本サービスの利用期間（以下、「本サービス利用期間」という。）は、ユーザーが、ユーザーIDおよびパスワードが付与された日から開始し、次の各号のいずれかに該当する日に終了する。

- (1) 販売店がTBGに通知する、各ユーザーによる本サービスの利用終了日
- (2) 第5条第2項に基づき、TBGが当該ユーザーのユーザーIDおよびパスワードを無効化した日
- (3) 第9条第2項第3号に基づき、本サービスが終了する日
- (4) 第14条第2項に基づき本利用契約が終了する日
- (5) 本サービス提供条件第8条に基づき本サービスが終了する日
- (6) 本サービス提供条件第9条に基づき本サービスが廃止される日

第7条 （資料の取扱い）

ユーザー及び販売店は、TBGから提供された本サービスに関する資料（本規約同意締結前に提供されたものを含む。）を、本規約の履行以外の目的で使用してはならず、また事前にTBGの書面による承諾を得ることなく、複製または改変してはならないものとする。

第8条 （知的財産権等）

本サービスに係るNEC及びTBGまたはNEC及びTBGが許諾を受けた第三者の知的財産権は、販売店およびユーザーを含む第三者には移転しない。

2. NEC及びTBGは、本規約に定める以外、NEC及びTBGまたはNEC及びTBGが許諾を受けた第三者が保有する著作権、商標権、意匠権、特許権その他の知的財産権に関する利用の許諾、譲渡等を、販売店およびユーザーに行うものではない。

第9条 （知的財産権に関するクレーム等の取扱い）

本サービスが第三者の著作権または特許権等を侵害しているとして、ユーザーが第三者から警告、訴訟の提起、その他の請求（以下、「クレーム等」という。）を受けた場合、販売店に通知するものとする。

2. NEC及びTBGは、本サービスにつき、クレーム等の事実を知った場合またはクレーム等が生じるおそれを認識した場合は、すみやかに販売店に通知した後、次の各号のいずれかの措置を講じることができる。

- (1) 当該クレーム等を回避できるように本サービスを変更する。
- (2) ユーザーによる本サービスの利用を可能とするべく必要な権利を取得する。
- (3) 本サービスを終了する。

第10条 （秘密保持の取扱い）

本サービス規約において、「秘密情報」とは、利用契約の履行に関連して、ユーザー及び販売店がNEC、TBG及び相手方から開示を受ける技術上または営業上の情報であって、次の各号の一に該当するものをいう。

- (1) 秘密である旨が明示された有体物または電子データにより開示される情報
- (2) 秘密である旨を告知したうえで口頭にて開示される情報であって、かかる口頭による開示後30日以内に、当該情報の内容を書面にし、または電子データとして記録し、かつ、当該書面または電子データにおいて秘密である旨を明示して提供された情報
2. ユーザー及び販売店は、NEC、TBG及び相手方から開示を受けた秘密情報を当該当事者の書面による事前の承諾を得ることなく、当該利用契約に係る本サービス終了後3年間（個別の秘密情報の性質に鑑み、TBGが販売店に書面にて別途提示した場合は、当該書面に記載された期間とする。また本サービスに係る仕様（製品等の仕様も含む。）に関する秘密情報は無期限とする。）、いかなる第三者に対しても開示または漏洩しないものとし、また、本サービス規約履行以外の目的のためにこれを利用しないものとする。
3. 第1項の規定にかかわらず、開示を受けた当事者が以下の各号の一に該当することを立証できる情報については、秘密情報から除外する。
 - (1) 開示の時点で、開示を受けた当事者が既に保有し、または既に公知であった情報
 - (2) 開示後、開示を受けた当事者の責によらず、公知となった情報
 - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく、開示を受けた当事者が適法に入手した情報
 - (4) 開示を受けた当事者が開示を受けた情報に依拠することなく独自に開発した情報
4. ユーザー及び販売店は、本利用契約が終了した場合、利用契約に係る本サービスが終了した場合またはNEC、TBG及び相手方から要求があった場合、NEC、TBG及び相手方の指示に基づき、秘密情報およびその複製物をすべて返却または廃棄する。
5. 第1項の規定にかかわらず、販売店は、本サービス規約における自己の業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、再委託のために必要な範囲で販売店の秘密情報を再委託先に開示することができる。この場合、販売店は、本条に基づき自己が負う義務と同等の義務を再委託先に課すものとする。

第11条 （個人情報）

本サービス規約において、「個人情報」とは、本利用契約の履行に関連して販売店がユーザーから開示を受ける個人に関する情報

であって、当該個人の識別が可能な情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別することができることとなる情報を含む。また、秘密情報であるかどうかを問わない。）をいう。

2. 販売店は、個人情報の取り扱いに関して、次の各号を遵守する。
 - (1) 善良なる管理者の注意をもって個人情報を管理し、ユーザの書面による事前の承諾を得ることなく、個人情報を第三者に開示または漏洩しないこと
 - (2) ユーザの書面による事前の承諾を得ることなく、個人情報を本利用契約の履行以外の目的のために利用しないこと
 - (3) 本利用契約の履行のために個人情報を知る必要のある販売店の役員および従業員のみに個人情報を開示し、当該役員および従業員に対して本項に定める義務と同等の義務を課すこと
3. 販売店は、本サービス規約に違反して開示を受けたユーザの個人情報が本利用契約の履行以外の目的のために利用され、または第三者に開示、漏洩されたことが判明したときは、ただちにユーザに報告し、その指示を受けるものとする。
4. 販売店は、本利用契約が終了した場合またはユーザから要求があった場合、その指示に基づき、個人情報およびその複製物をすべて返却または廃棄する。
5. 販売店は、個人情報を廃棄するときは、書類については裁断、焼却等の方法により、電子データについては、データ消去または媒体の破壊の方法により、これを行うものとする。
6. 販売店は、本サービス規約における自己の業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、再委託のために必要な範囲で個人情報を再委託先に開示することができる。ただし、事前にユーザが特別な対応を求める個人情報である旨を販売店に申し出たときは、当該個人情報の再委託先への開示については別途ユーザと販売店間で協議して定めるものとする。
7. 前項の場合、販売店は、本条に基づき自分が負う義務と同等の義務を再委託先に課すものとする。

第12条（情報開示要求）

販売店及びN E C、T B Gは、政府機関、裁判所等から法令の規定に基づいて相手方から開示された秘密情報、個人情報またはその他ユーザ情報を開示する旨の請求または命令等を受けた場合は、当該政府機関、裁判所等に開示することができるものとする。ただし、かかる請求または命令等を受けた当事者は、対象となる情報を保護するための措置をとる機会を相手方（ユーザを指す。以下本条において同じ。）に付与するため、当該開示について相手方に事前に通知するものとする。なお、かかる事前の通知が不可能または著しく困難である場合は、かかる請求または命令等を受けた当事者は、政府機関、裁判所等への開示後できる限りすみやかに相手方に対して通知するものとする。

第13条（責任）

N E C及びT B Gは、ユーザに対して一切損害賠償の責任を負わないものとする。

第14条（反社会的勢力との取引排除）

1. ユーザ及び販売店は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡り該当しないことを確約するものとする。
 - (1) 自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」と総称する。）であること
 - (2) 自己または自己の役員が、反社会的勢力を利用すること
 - (3) 自己または自己の役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供給するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与すること
 - (4) 自己または自己の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、N E C及びT B Gに対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用い、N E C及びT B Gの名誉や信用を毀損し、また、N E C及びT B Gの業務を妨害すること
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、N E C及びT B Gに対し法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと
2. T B Gは、ユーザまたは販売店が前項の確約に違反して、前項各号の一にでも該当することが判明した場合、当該当事者に対する何らの催告をすることなく、本契約の全部または一部を解除することができるものとする。
3. N E C、T B Gは、ユーザまたは販売店が第1項各号の一に違反した疑いがあると合理的に認められる場合は、当該違反の有無を確認することを目的として調査を行うことができ、当該当事者は、当該調査に協力するものとする。

第15条（ユーザの解約）

ユーザは、本サービスの一部または全部の解約を希望する場合、解約希望日の3カ月前までに販売店が定める方法により販売店に通知することにより、解約希望日をもってかかる本サービスを解約することができるものとする。なお、解約希望日の記載のない場合または解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が3カ月未満の場合、解約希望通知がT B Gに到達した日より3カ月後をかかる本サービスの解約希望日とみなすものとする。

2. ユーザは、解約日において未払いの本サービス料等または支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとする。

第16条（有効期間）

本規約の有効期間は、ユーザに対する本サービスの全部の提供が終了するまで、または、本サービス提供条件第9条の定めにより廃止されるまで有効とする。

別紙1

本サービス提供条件

本サービスの提供条件は、以下のとおりとする。

第1条 (定義)

本サービス提供条件において使用する用語は、本サービス提供条件に特段の定めがない限り、本サービス規約本文で定めた意味と同一の意味を有するものとする。

第2条 (本サービスの種類、内容および本サービス提供条件の変更)

N E Cは、サービス仕様書に定める本サービスの種類、内容および別紙1に定める本サービス提供条件を変更することができるものとする。この場合には、本サービスの種類、内容および本サービス提供条件は、当該変更後の内容となるものとする。

2. N E Cは、前項の変更を行う場合は、25日の予告期間において、変更後の内容を販売店に通知するものとする。ただし、変更内容がユーザの不利益にならないと判断した場合、および本サービス規約本書第1条第1項第7号に定める本サービス用設備等を提供する他の事業者の要求に従い変更する場合にはこの限りではなく、事後すみやかに通知するものとする。

第3条 (本サービス利用のための設備設定・維持)

ユーザは、自己の費用と責任において、販売店が定める条件にてユーザ設備を設定させ、ユーザ設備および本サービス利用のための環境を維持させるものとする。

2. ユーザは、自己の責任と費用において、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用してユーザ設備をインターネットに接続させるものとする。
3. ユーザ設備、インターネット接続および本サービス利用のための環境に不具合がある場合、販売店は、ユーザ向けに本サービスの提供の義務を負わないものとする。
4. 販売店及びN E C、T B Gが本サービスに関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、本サービスを利用してユーザ等が記録、保管、伝送または提供するデータ、ログ、情報、コンテンツ（以下、「ユーザデータ等」という。）について、監視、分析、調査その他の必要な行為を行うことができるものとする。ただし、本規定は販売店及びN E C、T B Gの監視義務および管理責任を規定したものではない。

第4条 (ユーザIDおよびパスワード)

ユーザはユーザIDおよびパスワードを第三者に開示、貸与、共有せず、また、第三者に漏洩することのないよう、自己の責任と費用において厳重に管理（パスワードの適宜変更を含む。）するものとする。ユーザIDおよびパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等によりユーザ自身およびその他の者が損害を被った場合、販売店の責めに帰すべき事由による場合を除き、販売店は一切の責任を負わず、ユーザは販売店が被った損害を賠償する義務を負う。

2. 第三者がユーザのユーザIDおよびパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、販売店の責めに帰すべき事由による場合を除き、当該利用はユーザの利用とみなされるものとし、ユーザはかかる利用についての利用契約に基づく債務一切を負担するものとする。

第5条 (バックアップ)

ユーザは、ユーザデータ等について、自らの費用と責任で同一のデータ等を必要に応じてバックアップとして保存するものとし、販売店及びN E C、T B Gはかかるデータ等の保護を目的とした保管、保存、バックアップ等を行う責任を一切負わないものとする。

2. 販売店及びN E C、T B Gは、本サービス用設備等の故障その他いかなる理由においても、ユーザデータ等が消失、破損したために発生した損害について、一切責任を負わないものとする。

第6条 (禁止事項)

ユーザは、本サービスを利用するにあたり、次の各号に規定する事項を行わないと共に、これらに関する疑義等を生じさせず、かつ本サービスの提供に支障の生じることのないようにするものとする。

- (1) 有害なコンピュータプログラム等を使用、送信、書き込み、掲載または第三者が受信可能な状態にする行為
- (2) N E C及びT B Gまたは第三者の著作権その他の無体財産権を侵害する行為（本サービスを利用するため乙が提供するソフトウェアおよび本サービス用設備等に含まれるソフトウェアの改変、編集、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、本サービス内容に含まれるソフトウェアのソースコードを引き出すその他の処理もしくは手順の適用を含むが、これらに限定されない。）
- (3) サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を権原なく改ざんまたは消去する行為
- (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (5) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を使用、送信、掲載または第三者が受信可能な状態にする行為
- (6) 本サービス用設備等を構成するシステム、あるいは本サービス用設備等で使用されるセキュリティまたは認証方法を侵害する行為。
- (7) 本サービス用設備等を構成するシステムのデータまたはトライフィックを監視する行為。
- (8) その他法令もしくは公序良俗に違反し、または販売店もしくは第三者に不利益を与える行為

- (9) 前各号のいずれかに該当するおそれがあるとN E C及びT B Gが判断する行為

- (10) その他本サービスの運営を妨げるとN E C及びT B Gが判断する行為
2. ユーザは、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちにユーザから販売店に通知するものとする。
3. N E C及びT B Gは、本サービスの利用に関して、ユーザ等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであることを知った場合、事前に販売店およびユーザに通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとし、関係法令等に違反する疑いのある一切の行為については、適切な法執行機関、規制当局、またはその他の適切な第三者に報告し、違法行為の捜査および起訴に協力することができるものとする。ただし、N E C及びT B Gは、ユーザ等の行為またはユーザ等が提供または伝送する（ユーザの利用とみなされる場合も含む。）情報（データ、コンテンツを含む。）の管理、監視または削除等の義務を負うものではない。
4. N E C及びT B Gは、前項の権利の行使に代えてまたは権利の行使と共に、ユーザに対して事実確認、説明依頼、再発防止、および第三者からの請求等があった場合には当該第三者との調整を要請することができるものとする。
5. ユーザは、自己のためにのみ本サービスを利用するものとし、販売店の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者のため、または第三者から受託した業務を実施する目的で本サービスを利用し、または利用させてはならない。

第7条 (一時的中断)

N E C及びT B Gは、次の各号のいずれかに該当する場合には、ユーザへの事前の通知または承諾を要することなく、本サービスの全部または一部の提供を中断することができるものとする。

- (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
- (2) 電気通信事業者が、本サービス提供のための電気通信回線または電気通信サービスの提供を中止または中断した場合
- (3) 本サービス提供のための設備を提供する他の事業者が、当該設備の提供を中止または中断した場合
- (4) 本サービス提供に利用が不可欠なソフトウェアについて、当該ソフトウェアをN E CまたはT B Gへ提供する第三者が、N E CまたはT B Gに対する当該ソフトウェアの提供を中止または中断した場合
- (5) 運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
- (6) 次の各号記載の事由に該当した場合
 - ① 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - ② 新型インフルエンザ、S A R S等の伝染病
 - ③ 放射能汚染
 - ④ 水道、ガス、および乙の自家発電設備の能力を超えた電力の不足
 - ⑤ N E Cまたは本サービス用設備等をN E Cに提供する事業者その他本サービスの提供に必要な役務等をN E Cに提供する事業者が安全配慮のため事業所を閉鎖または休業した場合
 - ⑥ ユーザ設備もしくはユーザの接続環境の障害または本サービス用設備までの電気通信回線またはインターネット接続サービスその他の電気通信サービスの不具合
 - ⑦ 本サービス用設備からの応答時間等電気通信回線またはインターネット接続サービスその他の電気通信サービスの性能値に起因する障害
 - ⑧ サービス仕様書記載のセキュリティ対策によっても防御し得ないウィルス、第三者による不正アクセス、アタック、通信経路上での傍受およびこれらの試み
 - ⑨ N E C及びT B Gが定める手順またはセキュリティ手段等をユーザ等が遵守しないことに起因して発生した障害
 - ⑩ 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく処分および請求への対応
 - ⑪ 前号のほかの政府または政府機関の行為（行政命令、行政指導または勧告を含むがこれらに限らない）
 - ⑫ その他N E C及びT B Gの責めに帰すべからざる事由
2. N E C及びT B Gは、本サービス用設備等の定期点検を行うため、販売店に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとする。ただし、緊急やむを得ないとN E C及びT B Gが判断する場合には、事前の通知を要しないものとし、事後すみやかに通知するものとする。

第8条 (提供停止・終了)

N E C及びT B Gは、ユーザが次の各号のいずれかに該当する場合、販売店に対し事前に、理由、期日および期間を通知した上で、本サービスの全部または一部の提供を停止または終了することができるものとする。ただし、緊急やむを得ないとN E C及びT B Gが判断する場合には、事前の通知を要しないものとする。

- (1) 本サービス提供条件の定めのいずれかに違反した場合
- (2) 第6条 (禁止事項) 第3項の規定により、本サービスを停止する場合

第9条 (本サービスの廃止)

N E C及びT B Gは、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとする。

- (1) 廃止日の55日前までに販売店に通知した場合
- (2) 本サービス用設備等をN E Cに提供する事業者が、当該提供を廃止し、N E Cの合理的な努力をもってしても、N E Cが代替の設備等を構築することができない場合
- (3) 本サービス提供に利用が不可欠なソフトウェアについて、N E CまたはT B Gと当該ソフトウェアをN E CまたはT B Gへ提供する第三者との間のライセンス契約等が終了し、N E CまたはT B Gの合理的な努力をもってしても、

N E C または T B G が代替のソフトウェアを利用することができますない場合

- (4) 第 7 条第 1 項第 6 号①乃至⑫に記載の事由に該当した場合

第 10 条 (本サービス用設備等の障害等)

ユーザは、本サービスが利用できない等の不具合を発見した場合、ユーザ設備、インターネット接続および本サービス利用のための環境に故障がないことを確認のうえ、その旨を販売店に通知するものとする。

第 11 条 (再委託)

販売店及び N E C 、 T B G は、本サービスの提供に関する業務の全部または一部を第三者に再委託（再々委託等を含む）で きるものとする。

第 12 条 (本サービスの利用休止)

ユーザは、販売店による本サービス提供に対して、やむを得ない事情により利用の休止（部分的なサービスの休止を含まない。以下本条では同じ。）をせざる得ない場合、ユーザは、当該ユーザ名、休止理由、休止開始日および休止予定期間等を販売店指定の方法にて、当該休止開始日の 1 ヶ月前までに販売店に申請し、販売店の承諾を得るものとする。販売店が当該申請を承諾した場合、販売店は、当該ユーザに関し、サービス料金確定日が休止期間に属する月の翌月に対する本サービス料の請求をユーザに対して行わないものとし、ユーザは、当該ユーザに係る本サービス料の支払を免除されるものとする。

2. 前項記載のユーザが本サービスの利用を再開する場合、ユーザは、再開日等を当該再開日の 2 週間前までに販売店指定の方法にて販売店に申請するものとする。なお休止期間は、1 ヶ月以上かつ 1 年以下の暦月単位とする。休止期間が 1 年を超えた場合は、当該ユーザが、当該超過日をもって本サービスの利用を再開したとみなし、また当該超過日を販売店による当該ユーザに係るサービスの解約申込日とみなす。本サービス規約本書第 18 条（ユーザの解約）に基づき当該申込日から 3 ヶ月後をもって当該サービスの解約日とする。
3. ユーザは、休止期間中、本サービスを利用してはならないものとする。休止期間中に当該ユーザが本サービスを故意または重大な過失により利用した場合、ユーザは、当該利用毎に本サービス料 1 ヶ月分相当額を販売店に支払うものとする。なお、ユーザは、休止期間中、販売店及び N E C 、 T B G が当該ユーザに対する本サービスの全部または一部を停止していることを了解するものとする。

第 13 条 (本サービスの提供区域)

本サービスの提供区域は日本国内に限定されるものとする。ユーザは、日本国外において本サービスを利用（日本国外から電気通信サービス等を介して本サービスに接続する方法を含む。）し、または第三者に利用させることができないものとする。

第 14 条 (本サービス利用終了後の処理)

N E C 及び T B G は、理由の如何にかかわらず、ユーザが本サービスの利用を終了した場合、本サービス用設備などに記録された資料等およびユーザデータ等を直ちに消去できるものとする。なお、N E C 及び T B G の本サービス用設備に係る資料等およびユーザデータ等の消去に関して、ユーザまたは第三者に発生した損害につき、販売店及び N E C 、 T B G は一切の責任を負わないものとする。

2. 本条の定めは、本サービス規約の一部が終了した場合についても、終了した部分に相当する本サービスの範囲において、準用されるものとする。

第 15 条 (ユーザが登録する情報の N E C 及び T B G による利用)

ユーザは、本サービスを利用するにあたり登録する、個人情報を除くすべての情報（各店舗で扱う商品情報、売上情報等を含むが、これに限らない。以下、「対象情報」という）について、販売店及び N E C 、 T B G に次の権利を許諾するものとする。

- (1) 対象情報を閲覧する権利
- (2) 対象情報を分析する権利
- (3) 対象情報を、商号および店舗名称を明記しないかたちで商用利用する権利
- (4) 対象情報を、商号および店舗名称を明記しないかたちで第三者に商用利用させる権利

以上

NECモバイルPOS 標準サービス仕様書 (2.0.2版)

1 本サービスの概要

1.1 本サービス提供範囲

本サービスは、ユーザーがタブレット端末用POSアプリをインストールしたタブレット端末を利用して、第三者が提供するインターネット経由でモバイルPOSシステムにアクセスすることによりPOSサービスが利用できる、クラウド型のサービスです。

タブレット端末は1店舗につき複数台のご利用が可能となっており、複数の店舗でもご利用頂けます。なお、ユーザー固有ニーズによるアドオン・カスタマイズには対応しておりません。本サービス仕様書記載の内容のみのご提供となります。また、本サービスにおける関連機器類（レシートプリンタ、キャッシュドロアなど）は全て、NEC提供のWi-Fiルータが構築する環境下でのみ動作が保証されております。販売店またはユーザーにて個別構築されたNW環境、NECを介さず購入された機器、設定内容を上書きされたNEC提供機器についてのサポートに関しましては、NECが別途認める場合を除き、サポート対象外であり、一切お受けすることができません。

1.2 本サービスの構成

本サービスの内容は、以下のとおりです。

1.2.1 基本サービス

① モバイルPOSサービス 基本機能（詳細は、本仕様書2.1項参照）

- (1) タブレット端末用POSアプリを利用して、モバイルPOSシステムにアクセスすることにより、売上げ情報の登録や、登録した情報を参照することができます。
- (2) タブレット端末をキャッシュドロワと接続して現金を管理したり、レシートプリンタを接続してレシートの印字を行うことができます。
- (3) 売上げ情報はインターネット経由でパソコンからも閲覧可能です。

② コンタクトセンターによるサポート

タブレット端末用POSアプリの操作、モバイルPOSサービス障害発生時の問合せ、その他本サービスについて、ユーザーからの問合せに回答します。問合せは本サービスのWebサイトにある問合せフォーム及び電話にて受付します。
受付時間：24時間365日

但し、2.1項に記載されている通り、販売店またはユーザーにて個別構築されたNW環境、NECを介さず購入された機器、設定内容を上書きされたNEC提供機器についてのお問い合わせは、NECが別途認める場合を除き、サポート対象外であり、コンタクトセンターでの受付ができません。

1.2.2 オプションサービス

① モバイルPOSサービス オプション機能

モバイルPOS標準機能の契約とは別に、別途オプション機能を契約することで利用可能となります。詳細は、本仕様書2.1項に定めるとおりとします。

2 本サービスの詳細

2.1 機能一覧及び登録データに係る仕様

モバイルPOSサービスの機能は以下のURLに記載のとおりです。

URL : <http://jpn.nec.com/mobile-pos/function/list/index.html>

2.2 モバイルPOSシステム稼働時間

24時間365日

ただし、本稼働時間は目標値であり100%の稼働率を保証するものではありません。

また、別紙に定める「本サービス提供条件」に記載の一時的な中断および提供停止・終了に係る規定に該当する事由が発生した場合、本サービスの提供は停止します。

2.3 モバイルPOSシステム システム対策（セキュリティ関連）

No.	項目名称	有無	備考
1	認証	有り	ログインはユーザーID、パスワード入力
2	アクセス権限	有り	OSのアカウント管理機能で提供
3	脆弱性対策	有り	通信はHTTPSを利用 ユーザーの従業員氏名は暗号化してDBに保存

2.4 モバイルPOSシステム メンテナンス

(1) 定期メンテナンスの実施

実施時間帯：毎週木曜日 2:00～5:00

定期保守内容：モバイルPOSシステム内のサーバのリブート、セキュリティパッチの適用、システム変更など

(2) 緊急メンテナンスについて

別紙に定める「本サービスの提供条件」に記載の一時的な中断に係る規定に定めるとおりとする。

ユーザーに準備、対応いただくもの

本項に記載する回線・環境等については、ユーザーの責任においてご準備いただきます。

なお、利用にあたっては、以下の内容に適合しているかご確認下さい。

2.5 インターネット接続環境

(1) 利用端末からインターネットに接続できる回線

推奨 ブロードバンド回線 NTTのフレッツ光、フレッツADSLほか
回線速度：8Mbps以上を推奨

(2) インターネットに接続するためのプロバイダーサービスへのご加入（必要に応じて）

BIGLOBE、NTT OCN、SoftBank Yahoo! BB等

2.6 無線LAN（Wi-Fi）接続環境

※利用端末から無線LAN（Wi-Fi）経由でインターネット接続する場合、あるいは後述するプリンタに接続する場合に必要となります。

(1) Wi-Fiルータ機器の準備

Apple社 AirMac Extreme、AirMac Express等

2.7 各種機器

(1) タブレット端末 iPad (Apple)

(2) レシートプリンタ (必要に応じて) iSAPPOS (TBグループ) 等

(3) キャッシュドロワ (必要に応じて) TWD-N26 (TBグループ) 等

(4) その他接続機器各種 バーコードハンディスキャナー等

2.8 タブレット端末用POSアプリのダウンロード、バージョンアップ

タブレット端末用POSアプリは、バージョンアップが行われた際、アプリケーション内でバージョンアップを促すメッセージを通知します。通知メッセージが表示された後、ユーザーにて最新版のダウンロードを実施して頂きます。

※通知メッセージで旧バージョンの利用期限が表示される場合があります。期限到達以降、旧バージョンのタブレット端末用POSアプリはご利用頂く事ができなくなる場合があります。

2.9 セキュリティ（なりすまし対策）

セキュリティに関する対策として3.1項に記載のパスワードポリシーを行っておりますが、「なりすまし」に関する対策についてはユーザーご自身での準備が必要となります。ログインに必要なユーザーIDやパスワードについては、使用者権限を設定し、その管理を徹底するなど、ユーザーご自分で運用・管理のしくみを構築いただくことにより、安全なご利用が可能となります。

3 その他サービス内容について

3.1 パスワードポリシー

本サービスではログインパスワードの管理にポリシールールを設けています。

項目	条件	説明
初期ログイン時のパスワード変更	必要	サービスを初めて利用する利用者は初期パスワードを変更する必要があります。
パスワード最低文字数	8文字	パスワードは8文字以上(24文字以内)の文字列にする必要があります。
パスワードの有効期間	無制限	
パスワードの誤入力時のロック	5回	パスワードを5回誤入力したユーザーはロックとなり、30分間ログインができません。ロックは30分後に自動で解除されます。
パスワードの文字列ルール	ユーザーIDと同一のパスワードは禁止。 英字と数字の混在(英字のみ、数字のみはNG)	英字と数字の混在(英字のみ、数字のみはNG)

※注：パスワードを忘れた場合はコンタクトセンターへ問合せをお願いします。

4 ご利用にあたっての注意・制限事項

4.1 インターネット回線（データセンター側）

- 共用サービスのためインターネット回線の提供速度はベストエフォートとなります。

他の利用者のトラフィックにより通信に遅延などが起きたり、時間帯によってインターネットのアクセスに時間がかかる場合があります。

4.2 プリンタへの印字

タブレット端末用POSアプリから印字不可領域が設定されているプリンタに売上情報を出力する場合、文字欠けが発生することがあります。